

平成24年度

大阪府学力・学習状況調査結果概要

1. 調査目的

- (1) 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、児童生徒の課題の改善に向けた教育及び教育施策の成果と課題を検証し、児童生徒の学力及び学習状況の改善を図る。
- (2) 教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、児童生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を把握し、その改善を図る。
- (3) 各学校が、児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導の改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学校力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (4) 児童生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力や生活に目標を持ち、また、それらの向上への意欲を高める。

2. 実施状況

- (1) 実施主体及び参加主体 **実施主体**：大阪府教育委員会 **参加主体**：大阪府内市町村教育委員会ほか
- (2) 対象学年
○小学校第6学年、支援学校小学部第6学年 ○中学校第3学年、支援学校中学部第3学年
- (3) 調査内容 ①学力に関する調査 《小学校：国語、算数 中学校：国語、数学、英語》
②学習や生活の状況、学校の取り組みに関する調査 《児童生徒アンケート 学校アンケート》
- (4) 調査を実施した本町の公立学校、児童生徒数
 - ・ 調査日時 平成24年6月12日（火）
 - ・ 調査実施学校数 小学校 2校 155人 中学校 1校 155人
- (5) 大阪府の実施状況
 - ・ 調査6月12日に実施した大阪府の学校、児童生徒数
 - ・ 調査実施学校数
小学校624校（内、私立10校）51,734人（内、私立767人）
中学校299校（内、私立30校）46,046人（内、私立3,425人）

皆さま方もご存知のとおり、大阪府教育委員会が実施主体となって大阪府内の児童・生徒を対象に、学力・学習状況を把握・分析する「平成24年度大阪府学力・学習状況調査」を平成24年6月12日に実施しました。太子町教育委員会では、保護者や住民の皆さんに大阪府学力・学習状況調査を実施した説明責任を果たす観点から、結果の概要を公表いたします。

調査結果については、平成24年9月14日に大阪府・大阪府教育委員会から公表されるとともに、太子町・各学校へ直接結果が届き、各学校からは、児童・生徒に調査結果を9月の下旬に配布いたしました。

太子町教育委員会では、本町全体の調査結果について分析し、今後の本町の教育施策や学校の指導方法の改善等に活かすための具体策を検討し、より質の高い教育を実現していけるよう、教職員研修等で指導いたします。また、この調査結果が、子どもたちの学力や学習状況、生活状況の特定の一部であることに留意し、個に応じた学習指導の改善のために役立てていきたいと考えております。

なお、中学校の公表につきましては、大阪府教育委員会が定めた平成24年度大阪府学力・学習状況調査に関する実施要領の配慮事項の中で、「学校ごと（設置管理する小学校又は中学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の学力に関する調査結果及び当該学校又は当該児童生徒への一面的な評価を生むおそれがある調査結果で、開示することにより各学校の教育活動に支障を及ぼすおそれのあるものについては非公開情報として取り扱う。」とされています。そのため、本町教育委員会としては町立中学校の公表は行いませんが、上記の実施要領の中で「学校は、自校の児童生徒や保護者に対して、結果を公表することについては、それぞれの判断により、適切な方法で行うこと」となっており、町立中学校が保護者に向け結果を公表します。町立中学校は公表に際し、グラフや文章でできる限り公表する努力をしております。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

3. 分析と結果

公表に対する配慮事項

公表に際しては、大阪府教育委員会が定めた平成 24 年度大阪府学力・学習状況調査実施要領に基づき、次の点に配慮し実施します。

- 1) 本調査は、太子町の子どもたちの学力や学習状況を把握し分析することにより、大阪府の状況との関係において教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とします。
- 2) 平成 24 年度大阪府学力・学習状況調査実施要領が示すように、本調査の調査結果は、学力や学習状況、生活状況の特定の一部を示すものであり、教育活動すべての評価ではないことを十分にご理解ください。また、本調査により測定した学力は調査時点での数値であり、子どもたちの学力は日々の教育活動及び生活の中で変化しています。
- 3) この公表については、太子町教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすために自らが実施するものです。
- 4) 結果については、調査母数が少人数（小・中学校とも 155 名）であることから、必ずしも傾向が明確であるとは限らないことをご理解ください。
- 5) 教科に関する調査については、過去に実施の全国学力・学習状況調査（平成 19 年度～）大阪府学力・学習状況調査（平成 23 年度～）の問題と難易度が異なるため、また、単純に過去の正答率との比較はできません。
- 6) 本町は公立中学校が 1 校であるため、町教育委員会において公表することが、学校単位の公表となるため、大阪府の実施要領に基づき、中学校の結果は非公表といたします。
- 7) 各学校では、学校全体の調査・分析結果を保護者の皆さんに学校だよりなどでお知らせします。

学力・学習調査の分析と結果

【概要】

① 平均正答率について

大阪府と太子町全体の平均正答率を比較してみると、概ね近い数値を示しており、内容においてもほぼ同様の傾向を表しています。

② 分析について

学力の分析は、大阪府の結果との比較や、各分野について特徴がみられる点について掲載しました。児童アンケート調査については、本町児童に特徴がみられる傾向について掲載しました。

※詳細について見られたい項目をクリックしてください。

小学校調査： [〈国語 A・B〉](#) [〈算数 A・B〉](#) [〈児童アンケート調査〉](#)

中学校調査： [〈町立中学校HP〉](#)

※太子町立中学校では、自校の結果をホームページで公表しております。成果や課題をグラフや文章で表現しておりますのでご覧ください。

○調査結果の読み取り方

調査結果の「正答率」は、全問正解を 100 とした数値です。「平均正答率」は、太子町（大阪府）のそれぞれ対象の各児童・生徒の「正答率」を平均したものです。1 ポイントとは 1% を表しています。

○「大阪府との比較において」は、調査結果を分析し、特に大阪府との差異があるものを抽出したものです。

○今回の調査結果は、学力の特定の一部であり、児童・生徒の学力全ての状況を表したものではありません。

4. 今後の取組について

太子町教育委員会や学校では、この大阪府学力・学習状況調査の結果公表が、太子町の子どもたちの健やかな成長に寄与できるよう、学校・家庭・地域が連携し、互いが子どもたちにどのように係わる必要があるのかを考え、ていきます。



- (1) 教育委員会事務局と学校の教職員からなる、プロジェクトチーム（太子町学力向上わがまち会議）において、調査の分析を行い、今後の教育施策、各学校の支援に生かします。
- (2) 各学校においては、自校の調査結果を分析することにより自校の状況を把握し、取組を評価するとともに、指導法の改善に取り組む内容を明らかにして、児童生徒の教育指導に役立てます。また、学力向上に向け、授業研究会や学習習慣の形成等の取組を実践し、検証・改善を実施していきます。

教育委員会・学校の取組

🌸 個に応じたきめ細やかな指導

一人ひとりの子どもに応じた丁寧な指導ができるように、国や府の教員加配を有効に活用し、習熟度別指導をはじめとする少人数指導について、指導方法の工夫改善を図り、これまで以上に充実させます。また、小学校高学年において専科指導の充実を図るために中学校教員を小学校に派遣し、より専門的な指導の実践を目指します。

🌸 外部人材の活用

近隣の大学と連携協力体制を構築し、新たな学びの場を創造することにより、教育上の諸課題等への適切な対応力育成や、教育・研究等の充実を図ります。

学習サポーターにより、夏休みの早朝や放課後学習を実施し、児童・生徒の自学自習力を育成します。（チューター学習会等）

また、学校を中心とした地域住民のボランティア活動により、地域・学校・家庭の連携を図ります。

🌸 外国語活動の充実

大阪府の「使える英語プロジェクト事業」を活用し、義務教育終了段階で、自分の考えや意見を英語で伝えることができる子どもを育成するため、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく指導します。特に、学んだ表現等を実際に活用する時間を設け、その指導方法について実践的な研究を行います。

🌸 教職員研修

学習指導についての研修や、授業研究の充実を図り、組織的に教職員の指導力の向上に取り組めます。また、町内の学校園全体の研修会（太子町学力向上わがまち研修会）を開催し、幼・小・中の連携を図り、系統的な学習指導のあり方を研究します。

🌸 計画的な生徒指導

児童生徒一人ひとりへの教育効果を高めるためには、生徒指導は重要な機能を果たすものであり、学校教育において重要な意義を持つものです。「規範意識」や「基本的な生活習慣」、「自尊感情」の育成を図るため、地域・家庭との連携を重視する中で取り組みを進めます。また、児童生徒が抱える教育課題解決への支援として、スクールカウンセラー（臨床心理士）・スクールソーシャルワーカー（社会福祉士）を学校に派遣します。

太子町教育委員会では、太子町の皆さまに対する説明責任を果たし、学校の教育及び教育委員会の教育施策の改善に資することを目的として公表を行いました。

様々な課題が山積する国際社会において、子どもたちには、「確かな学力」「豊かな人間性」、「健康と体力」つまり**生きる力**の育成が必要です。新しい学習指導要領は、子どもたちの現状をふまえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。学校や教育委員会では「一人ひとりを大事にした授業づくり」をはじめ様々な取り組みを進めていきます。「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切です。今後ともご協力賜りますようよろしくお願いいたします。子どもたちの未来のために。